

「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程の改正」に伴う技術的審査依頼書および適合証の様式改正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地震保険の割引対象に長期優良住宅の認定通知書が加わることになりました。

さらに、認定通知書では確認できない「免震建築物」又は「耐震等級 3」についても適合証で確認できるのであれば、認定通知書 + 適合証にて割引率が高くなります。(実際の保険適用日については現在未定)

これに伴い、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証が平成 23 年 4 月 1 日発行から改正され、地震に対する安全性の確保に関して「免震建築物」又は「耐震等級 3」に適合する旨の記載が追加となります。

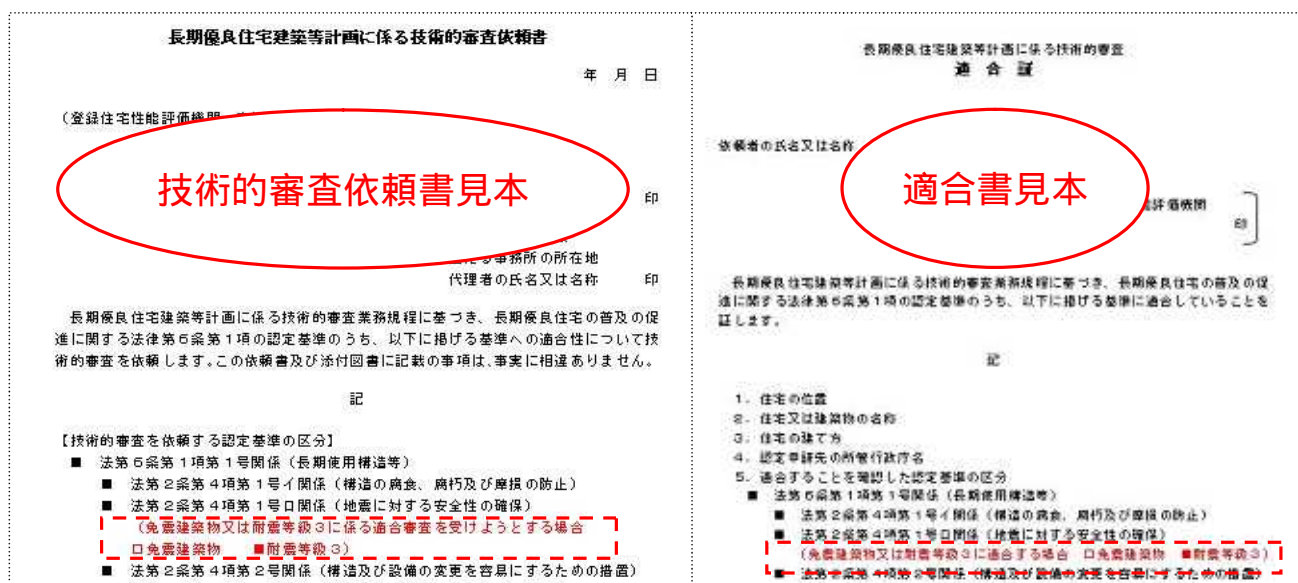
技術的審査適合証に上記の表示を希望する場合は、技術的審査依頼書において「免震建築物又は耐震等級 3 に係る適合審査を受けようとする場合」の記載が必要になります。

なお、「免震建築物」又は「耐震等級 3」以外による適合(耐震等級 2 による適合等)の場合、又は「免震建築物」「耐震等級 3」の表示を希望しない場合には、技術的審査依頼書の当該箇所は空白としてください。この場合、技術的審査適合証も「免震建築物」「耐震等級 3」の表示はされません。

ハウスプラス住宅保証株式会社においては、平成 23 年 4 月 1 日の改正に先立ち、平成 23 年 3 月 24 日より新様式の技術的審査依頼書で受付をいたします。ただし、新様式の技術的審査適合証での発行は平成 23 年 4 月 1 日以降とさせていただきます。

また、旧様式の技術的審査適合証に関して「免震建築物」又は「耐震等級 3」での表示を希望する場合には、変更申請の取扱いとなります。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせ願います。



お問い合わせ先：ハウスプラス住宅保証株式会社 TEL：03 - 5962 - 3800

以上

技術的審査依頼書の入力方法の変更について

平成 23 年 3 月 24 日より、技術的審査依頼書の入力方法が変更になります。
以下の通りとなりますのでご確認ください。

電子申請（ポータルサイト）の場合

★技術的審査依頼書

★トップメニュー > ★物件一覧 > ★物件詳細 > ★長期優良サービス申込情報画面

←戻る 物件名:

更新 印刷 認定申請書 技術的審査依頼書

法第6条第1項第1号関係(長期使用構造等)

法第2条第4項第1号イ関係(構造の腐食、腐朽及び摩損の防止)

法第2条第4項第1号ロ関係(地震に対する安全性の確保)

免震建築物 耐震等級3

追加

紙申請の場合

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書

ハウスプラス住宅保証株式会社 宛

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規定に基づき、長期優良住宅の
に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性につ
査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありま

記

【技術的審査を依頼する認定基準の区分】

法第6条第1項第1号関係(長期使用構造等)

法第2条第4項第1号イ関係(構造の腐食、腐朽及び摩損の防止)

法第2条第4項第1号ロ関係(地震に対する安全性の確保)
(免震建築物又は耐震等級3に係る適合審査を受けようとする場合
 免震建築物 耐震等級3)

追加

【チェックが必要な場合】
「免震建築物」又は「耐震等級3」に適合し、技術的審査適合証への表示を希望する場合（どちらかにチェック）

【チェックが不要な場合】
免震建築物又は耐震等級3以外による適合（耐震等級2による適合等）の場合、又は「免震建築物」「耐震等級3」の表示を希望しない場合